

武田 直大

法学研究科・准教授

【研究】

阪大法学68巻1号・2号・3号において、「無効な約款条項の変更(1)～(3・完)」を公表した。これは、近年にわかに注目されるようになった約款の変更と、不当条項規制の効果論とが重なる問題について、ドイツ法の展開をもとに検討したものである。

また、平成31年3月には、これまで公表してきた不当条項規制効果論に関する諸論文に加筆・修正し、単著『不当条項規制による契約の修正』として弘文堂から刊行した。同書においては、不当条項規制を通じて契約内容がどのように修正されるのか、という問題について、ドイツ法を主たる素材として、分析を加えた。本書の出版に際しては、平成30年度京都大学総長裁量経費として採択された法学研究科若手研究者出版助成事業による補助を受けた。

平成30年9月には、第8回東アジア民事法学国際学術大会(於台湾国立中正大学)に招聘され、「日本法における暴利行為論と公序良俗」という題で報告を行った。同報告原稿は、韓国の学術誌において公表された。後日、日本においても、『民法研究第2集』に掲載される予定である。

その他に、私法判例リマークス58号において、説明義務に関する下級審裁判例の評釈1件を担当した。

【教育】

学部においては、民法2・演習・フレッシュマンセミナーを担当した。民法2では、債権各論全般について講義を行い、学生の理解と学力の向上に努めた。演習では、年間を通して、民法の各分野における代表的な判例を検討した。演習受講者の中には、予備校を使わずに司法試験予備試験に合格した者もあり、本演習での指導も若干の貢献を示したのではないかと考えている。最後に、フレッシュマンセミナーにおいては、各受講者の興味関心に合わせて、法学または政治学に関する質疑を入れて30分程度の個別報告をもらったほか、民法判例を題材としたディベートを3回実施した。個別報告とディベートともに、活発な議論が行われた。

法学研究科においては、民法の基礎および民法1／特殊講義1を担当した。民法の基礎においては、民法の専攻としない学生を中心とする受講者とともに、入門的な民法の教科書を輪読した。また、民法特殊講義1(民法1は受講者なし。)においては、博士後期課程の学生とともに、自動運転などAIの関係する民事法の問題について、最近の研究論文を複数講読した。

【管理運営】

安全衛生管理室長を務め、毎月、豊中地区安全衛生委員会の議事報告を作成したほか、11月の避難訓練において人員の手配を行った。

【社会貢献】

平成29年9月から引き続き、日本私法学会において運営懇談会委員を務めている。

また、平成30年11月より、豊中市消費生活審議会委員を務めている。さらに、平成31年2月15日に開催された平成30年度第2回消費生活審議会では、副会長に選出された。